

令和7年度大分県介護・障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要領

(目的)

第1条 介護・障害分野の人材不足は厳しい状況にあり、多職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度の介護報酬改定や障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的として、本補助金を交付する。

(事業実施)

第2条 本事業は、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実施要綱」（令和7年12月25日付老発1225第3号、厚生労働省老健局長通知）、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」（令和7年12月26日付障発1226第7号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」（令和7年12月26日付こ支障第447号、こども家庭庁支援局長通知）の規程に基づき実施するものとする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、前条の実施要綱に規定する施設・事業所とする。

2 事業の実施主体となる者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 大分県補助金等交付規則（以下、規則）第3条に規定する交付の申請書は、下記のいずれかの様式によるものとし、本事業による補助金の交付を希望する者は、補助金計画書（交付申請書）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 別紙様式2 計画書（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）
- (2) 別紙様式2 計画書（障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業）

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、様式第4号によるものとする。

(補助金の変更申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助金の実績報告は、下記のいずれかの様式によるものとし、本事業の終了後、実績報告書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 別紙様式3 実績報告書（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）
- (2) 別紙様式3 実績報告書（障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業）

(補助金の交付請求)

第8条 実施主体からの本補助金の交付請求は、原則として令和7年12月分の介護報酬（障害福祉サービス等報酬）に係る補助金額により行い、補助金交付請求書を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(申請書類等の提出方法について)

第9条 本実施要領第4条、第6条、第7条及び第8条に定める申請書類等の提出方法は、原則、電子データにて大分県電子申請システムにより提出するものとする。

附 則

この要領は、令和7年度補正予算に係る事業から適用する。